

2012年6月1日
連絡先
総務部
財政課
電話 059-224-2119

三重県における補助金等の基本的な在り方に関する条例(平成15年三重県条例第31号)第5条の規定により平成24年第1回定例会(6月)にかかる予算に関する補助金等に係る資料を公表します。  
 なお、見込みであるため交付決定とは異なる可能性があります。

第1号様式(条例第5条関係)

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	室(課)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1-1	離島体験滞在交流促進事業補助金	鳥羽市 鳥羽市鳥羽3丁目1-1	25,301 (H24年7月)	離島体験滞在交流促進事業者に対して、施設整備事業に要する経費の一部を補助する。	・離島の創意工夫を生かした自立的発展を支援する。 ・地域連携部関係補助金等交付要綱	①公共財 離島の地域的及び自然的特性を生かした体験を行うことのできる施設を整備し、効果的な利用を図ることにより、離島の活力ある地域社会の形成に資する。	南部地域 活性化推進課	総務費	地域振興費	地域振興費	過疎・離島等振興対策費